

第25回ニセコ町環境審議会

と き 平成30年3月23日（金）13時半～

ところ ニセコ町民センター研修室2

1 開会

2 議 事

(1) 報告事項

- ・平成29年度1月～3月に行った環境に関する主な取組（資料1）

(2) 審議事項

- ・平成29年度エネルギー構造高度化・転換理解促進事業の結果（資料2）
- ・来年度の予定事業（資料3）

3 その他

- ・地熱開発理解促進事業など

4 閉会

○ニセコ町環境審議会委員名簿

任期 平成29年6月1日～平成31年5月31日

氏名	所属	備考
本間 泰則	ニセコワイナリー	会長
阿部 武吉	ヒルトンニセコビレッジ	副会長
柴田 真年	公益財団法人北海道環境財団	
黒滝 博	鶴雅観光開発	
牧野 雅之	牧野工業	
丸山 志織	カフェこむぎ野	
猪狩 和夫	農業青年会	
葛西 奈津子	K's WORKS	
中川 明	ニセコ介護にこにこタクシー	
澤田 健人	ニセコ町地域おこし協力隊	

(事務局・企画環境課)

山本 契太

大野 百恵

境 真二

ニセコ町環境審議会設置条例

平成13年3月21日
条例第15号

(設置)

第1条 環境の保全について審議するため、ニセコ町環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(審議事項)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ環境の保全に関する基本的事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人で組織する。

2 委員は、次に掲げる各号の中から町長が委嘱する。

(1) 環境全般に識見を有する者 5人

(2) 一般公募に応じた者 5人

3 前項第2号の一般公募に応じた者が定数に満たなかった場合は、男女及び年齢構成を勘案し、町長の指名する者をもって不足定数を補うものとする。

4 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画環境課で処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は町長が定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成15年6月20日条例第15号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成15年7月1日から施行する。